

七種粥○中 御記云、寛平二年二月卅日丙戌、仰善曰、正月十五日七種粥、三月三日桃花餅、五月五日五色粽、七月七日索麪、十月初亥餅等、俗間行來以爲歲事、自今以後、每色辨調宜供奉之于時、善爲後院別當、故有此仰、

〔公事根源正月獻御粥

十五日

寛平の比より年毎にこれを奉る、其外三月三日などの御節供も、此時より同定めらる、

〔昔々物語〕一むかしは五節句に、若き衆大身小身共朝早支度して番頭支配方へ禮に行、夫より親方の親類、又は老人の親類へ不殘勤、浪人の若き衆も不殘禮勤し故、往還も賑あひて節句めたり、近年は若き衆も節句日御頭禮用捨あれば、幸にして親方へも禮不勤、まして小譜請其外御奉公不勤者は禮不勤の事はなき事と思ひ、朝より大白衣にて寝たり起たり、三味線上るりにて、酒呑友達の方へ行とも、上下不著、或はどうらくにかけ廻る、

〔見た京物語〕節句にかける暖簾は、平日かける暖簾とは違ひ、嗜みのを掛る、

〔麓の花上〕陸奥國の五節風俗、すべてとにかくにつけ、遠き國には古への事も傳はり、かつ質朴にすなをなるいとめでたし、東國旅行談卷の三曰、出羽國庄内領の町家在々まで古風の作法あり、往昔は日本國中皆かくのごとくにてありじとかや、五節句ともに、三方を用ゆることなり、正月は橙子、草蘚藻鹽草、根松、藪柑子、芝朶、喰積臺これなり、當所の海には海老なし、寒國ゆへ蜜柑もなし、三月には桃の花と草の餅を積合す、五月は粽を三方の内へのるほどにこしらへて、五ツづつ把て載る、七月七日は梶の葉を炙きて、素麵をのする、九月は菊の花に餅なり、家々かくの如し、家内には鶴龜松竹、また寶盡しなどの目出度もやうを染たる暖簾を、中の間に二間三間ばかりの間にかけて、手代麻上下を著し、其まへに座し、併の三方を禮者のまへに出し、禮をうくる○中

余美○成山崎

このことをもて、友人堀尙平にかたらく、尙平ぬしは奥州南部の産なり、かの國にもこ